

「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」入札説明書等による質問(第1回)に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	6	3	2				選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございませんが、質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、再度の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	今回の回答内容に限り、再度の質問を可能とします。9月6日15時までに質問書を送付してください。質問の様式は、様式集(Excel)の修正版 様式1-2を参照してください。質問送付先は、今回の質問と同様とします。 なお、いただいた質問については、質問回答補足として、9月17日までに公表します。 入札説明書6頁、12頁を修正します。
2	入札説明書	6	3	3	(1)	イ		入札参加者の構成等	「その他企業」の入札参加者の資格要件は、3節(2)ア項の参加資格要件を満たせば、3節(2)イ項の業務別参加資格要件を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	入札説明書	7	3	3	(1)	エ		入札参加者の構成等	設計、建設、工事監理、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」をSPCから直接請負い、SPCに出資する企業は、構成企業に該当する認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	入札説明書	7	3	3	(2)			入札参加者の参加要件	設計、建設、工事監理、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業は「ア」のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	入札説明書	7	3	3	(2)	ア	(コ)	入札参加者の参加要件	(様式9)入札参加資格参加資格申請書の添付書類に記載がございませんが、資料の提出は不要という認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	入札説明書	7	3	3	(2)	ア	(コ)	入札参加者の参加要件	提出が必要となる場合、国税(法人税、消費税)は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	入札説明書	7	3	3	(2)	ア	(コ)	入札参加者の参加要件	提出が必要となる場合、地方税は貴市に事務所がなければ不要でしょうか。 それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店における納税証明が必要でしょうか。	地方税の納税証明書は本市に事務所が有る無しにかかわらず、入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書を提出してください。 様式集(様式9)を修正します。
8	入札説明書	8	3	3	(2)	イ		業務別の参加資格要件	「その他企業」の入札参加者の資格要件は、3節(2)ア項の参加資格要件を満たせば、3節(2)イ項の業務別参加資格要件を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
9	入札説明書	9	3	3	(2)	イ	(イ)	業務別の参加資格要件	建設業務のうち、管工事や電気工事等を担当する構成企業や協力企業は、要件a～eを満たさなくてはならないのでしょうか。	建設業務に1者で当たる場合には、aからeの全ての要件を満たしてください。複数の者で当たる場合にはそのうち1者はaからeを、他の者はaからdの要件を満たしてください。
10	入札説明書	9	3	3	(2)			建設企業の参加資格要件	「当該年度を含む過去3年間に平塚市発注工事において工事成績評点60点未満の工事を施工した者で業務の改善が見込めない者でないこと。」とありますが、業務の改善が見込めない判断基準をお示しくください。	個別の状況により判断することになります。
11	入札説明書	14	3	4	(3)	イ	(キ)	予定価格	予定価格に対しての最低制限価格は設定されているのでしょうか。	最低制限価格は、設定しておりません。
12	入札説明書	14	3	4	(3)	イ	(キ)	b 入札金額の記載	基準金利について、各企業で齟齬が生じないように確定後速やかに貴市のHP上で提示して頂きますようお願いいたします。	提示する予定です。
13	入札説明書	14	3	4	(3)	イ	(キ)	b 入札金額の記載	提案時の基準金利には、「令和3年10月12日（火）の基準金利を用いて割賦料を提案する」とありますが、入札参加者間での適用利率（入札価格）の公平性を確保するために、提案時の割賦料に適用する利率を貴市ホームページで公表していただけないでしょうか。	No12を参照してください。
14	入札説明書	15	3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	サービス対価A2の割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法に関して、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、サービス対価A2の各回の支払元金に加算する方法ではなく、施設の引渡年度に（サービス対価A1の支払時期に合わせて）一括して支払う方法に修正していただけないでしょうか。割賦元金に係る消費税及び地方消費税をサービス対価A1に合わせて一括で支払われない場合、金融機関から借入の必要がありますが、市からSPCに支払われるサービス対価A2の消費税及び地方消費税には割賦金利がつかないため、サービス対価A2では、金融機関への元利金の返済ができない問題が発生します。	原案のとおりとします。
15	入札説明書	15	3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	計算時に端数が生じた場合の端数処理方法をご教示ください（B及びCそれぞれ四捨五入後に、Aと合計する等）。	B及びCをそれぞれ10万円未満に切り捨てた後に、Aと合計してください。 入札説明書15頁を修正します。
16	入札説明書	15	3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	「起債対象となる設計・建設費」は税込みの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
17	入札説明書	15	3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	「起債対象となる設計・建設費※2」は、様式20-2①のうち、1.事前調査関連乃至9.調理設備、13.土木工事及び14.付帯工事の合計（税込）と同義でしょうか。	御理解のとおりです。
18	入札説明書	15	3	4	(3)	イ	(ク)	入札時算定年間提供給食数	令和6年度の運営業務については、令和6年9月からとなるため、入札価格の算定に使用する令和6年度の年間給食提供日数についてご教示ください。	令和6年度の9月から3月に想定される給食提供日数は、124回です。 なお、当該年度の給食実施の予定については、例年その前年度の秋頃に決定していることから、124回は令和3年度の給食実施予定から算出した参考数字です。
19	入札説明書	18	3	6	(1)			基本協定の締結	「落札者」に対し違約金等を請求することができると記載がございますが、基本協定書（案）第11条第2項と同様に「帰責性を有する者」に対し請求するという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	入札説明書	18	3	6	(1)			基本協定の締結	極稀なケースかと存じますが、「落札者の事由により基本協定を締結しない場合」に違約金を請求することがあるとしているのは、入札保証金を免除している場合であっても違約金が発生するという市の契約規則に基づくものでしょうか。	市の契約規則に基づくものではありません。基本協定を確実に締結するために、違約金を求めています。
21	入札説明書	18	3	6	(3)			契約保証金の納付等	入札説明書においては、契約保証金の納付等は「本契約後速やかに」とありますが、事業契約書(案)第19条においては、事業契約の締結と同日又は翌日とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	事業契約書第19条を正とします。 入札説明書18頁を修正します。
22	要求水準書	2	1	3	(2)			事業内容	「1日当たり15,000食の供給能力」とございます。要求水準書P8.1章3.(6).アでは「15,000食/日程度」、要求水準書P12.1章.3.(6).キ【配送校の児童生徒数の状況（令和2年5月1日現在）】での提供食数は「15,433食」と示されております。供給能力は1日当たり15,000食でよろしいでしょうか。16,000弱の食数が必要な場合、釜数や機器配置など厨房計画に大きく影響がございます。	供給能力は、1日当たり15,000食を想定しております。本件施設の供用開始を予定する令和6年9月の食数の将来推計は、15,148食/日となっており、令和7年度以降には必要食数が15,000食/日を下回り、以後食数が減少する推計結果となっております。 このことを踏まえて、釜数や機器配置等の調理設備を計画してください。 なお、食数の将来推計は、平塚市学校給食基本構想・基本計画の44頁から53頁に詳細な内容を記載しております。
23	要求水準書	7	1	3	(5)			敷地概要	建設予定地は地目に雑種地が含まれます。雑種地の地目変更に伴う都市計画法上の開発許可は都市計画法29条1項3号の公益上必要な建築物としてあつかい、該当しないと考えてよろしいでしょうか。	開発許可の要否については、計画内容等により判断が異なるため、開発許可の有無を判断する事前相談にて判断されます。 なお、都市計画法第29条第1項第3号の公益上必要な建築物に該当するか否かについては、事前相談時に事業形態・整備内容等を確認し、判断されます。 また、本事業（学校給食センターの整備・運営・維持管理等）の業務範囲以外の行為を行う場合には、開発許可を要する可能性があります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
24	要求水準書	8	1	3	5			敷地概要	残置工作物で「擁壁」の撤去範囲と規模をご指示願います。	残置工作物に「擁壁」はありませんでしたので要求水準書を修正します。なお、残置工作物のフェンスの構造、規模は、別添資料1 既存フェンスの図面を参照してください。
25	要求水準書	8	1	3	5			敷地概要	敷地内樹木の伐採・伐根は工事範囲内でしょうか。	本市で行う田村自転車等保管場の解体・整地工事において、敷地内に現存する樹木は伐採・伐根する想定です。ただし、整備用地のうち河川保全区域内に樹木がある場合については、河川管理者と協議の上、決定します。
26	要求水準書	8	1	3	5			敷地概要	敷地東、遊歩道側境界付近の樹木のうち、敷地外の樹木は事前に伐採・伐根はなされるのでしょうか。計画地側の工事に支障が生ずると考えられます。	敷地東、遊歩道側境界付近の敷地外の樹木については、事前に伐採・伐根の予定はありません。
27	要求水準書	8	1	3	5			敷地概要	敷地東、遊歩道側境界付近の樹木のうち、敷地内の樹齢のある樹木の根は敷地外まで広範囲に有ると想定されます。伐根により遊歩道等を傷める恐れが有る場合は残置で宜しいでしょうか。	No24を参照してください。
28	要求水準書	8	1	3	5			敷地概要	【項目3】同様に敷地北、聖苑側境界付近の樹木のうち支障となる敷地外の樹木は事前に伐採・伐根はなされるのでしょうか。	敷地北、聖苑側境界付近の敷地外の樹木については、事前に伐採・伐根の予定はありません。
29	要求水準書	8	1	3	5			敷地概要	【項目3】同様に敷地北、聖苑側境界付近樹木のうち、敷地内の樹齢のある樹木の根は敷地外まで広範囲に有ると想定されます。伐根により隣地側を傷める恐れが有る場合は残置で宜しいでしょうか。	本市で行う田村自転車等保管場の解体・整地工事において、敷地内に現存する樹木は伐採・伐根する想定です。
30	要求水準書	8	3	1	(6)	イ	(エ)	献立方式	ジャム、ソース、ふりかけ等は小分けになっている認識でよろしいでしょうか。 またコンテナで配送する際は、どのように各学級に分ける想定か御指示下さい。(EX袋に入れる)	ジャム、ふりかけについては、小袋(1人1個)になっているものが学校給食センターに納品されますので、事業者において、各学級単位の袋詰めをしてください。ソースについては基本1学級1本を想定しています。配送については食器類と一緒に配送することを想定しています。
31	要求水準書	13	1	3	(6)	キ		児童・生徒及び教職員数並びに学級数の想定	児童・生徒及び教職員数並びに学級数の想定において、今後の児童・生徒数が減少傾向にあることに伴い、提供給食数の大幅な減少が想定されています。 この提供給食数の大幅な減少に対して、本事業で整備した施設機能の有効活用等の観点から、単独調理場方式の小学校を本事業の配送対象に追加する予定がございますでしょうか。 また、上記のような配送対象校の追加など、事業条件を変更する場合には、事前に市と事業者の協議によって、その詳細が決定される(追加費用が発生する場合には、その負担対応を含む)との理解でよろしいでしょうか。	現時点で、事業期間における配送校の追加は想定しておりませんが、配送校の追加が必要な場合は、御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
32	要求水準書	16	2	2		1		事前調査業務	事業者が電波障害対策調査を行うと記載がございますが、対策、対応は工事範囲外でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	要求水準書	17	2	2	(2)	ク		設計業務	「市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、事業者の提案趣旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができることとする」とありますが、提案時の考え方及び見込んだ費用を逸脱しないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、金額が増加となる変更が生じた際は、協議とする場合もあります。
34	要求水準書	21	2	2	(14)	イ	(オ)	竣工検査・引き渡し	「竣工検査は、市確認した設計図書との照合により実施すること」とありますが、施工中の協議により変更になった内容については、協議記録が優先されるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	要求水準書	21	2	2	(14)	ウ		所有権移転	「事業者は、以下の注意し、本件施設の市への所有権移転を行うこと。なお、表題登記及び保存登記は市が行うが、事業者はこれに協力するとともに、発生する費用を負担すること。」とありますが、発生する費用は建設工事費に含めて提案するというお考えでしょうか。	本件施設については、現時点では登記することは想定していないため、費用を見込む必要はありません。 将来的に市が表題登記及び保存登記を行う場合は、必要な支援を行ってください。 要求水準書21頁、事業契約書（案）第52条第2項及び第53条を修正します。
36	要求水準書	21	2	2	2	(14)		所有権移転	本件施設の市への所有権移転に際し、「表題登記及び保存登記は市が行うが、発生する費用は事業者が負担すること」とありますが、貴市で一旦立替支出した後、貴市から発行された請求書に従って、事業者から貴市の銀行預金口座に振込む方法によるの理解でよろしいでしょうか。	No35を参照してください。
37	要求水準書	21	2	1		14	イ	工程・検査	基準法以外の完成時における市の検査に係る一般的な種類と必要日数をご指示ください。	一般的な検査の種類は、以下のとおりです。必要日数等の詳細な内容は、計画内容により異なるため関係部局へご確認ください。 ・消防法関係 ・平塚市まちづくり条例関係 ・開発許可申請（該当する場合） 等
38	要求水準書	21	2	1		14	キ	検査	引き渡しは竣工図書の受け渡しが必要と記載がございますが、竣工図も同時提出でしょうか。	本件施設引渡し時を基本としますが、引渡し時に提出が困難な資料がある場合には、速やかに申し出をし、市に確認をとることとします。
39	要求水準書	22	3	7				開業準備期間	事業者が、市職員に維持管理・運営業務全般に関する研修を行うことと記載がありますが、想定されている研修項目を具体的にご教示願います。	詳細は今後協議しますが、要求水準書85頁（4）維持管理・運営業務に関する計画書に基づく事項等を想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
40	要求水準書	24	4	1	(3)	ウ		実施体制	専用の管理システム等を活用し保管する、とありますが、具体的な想定があればお示しください。	事業者の提案に委ねます。
41	要求水準書	26	4	1	(7)	ア		事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	本件建物の欄に接合部のボルトのゆるみ等とありますが、現実的には、内装や耐火被覆により点検することは、難しいと思います。合理的に点検できる範囲との理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	要求水準書	35	4	2	(7)	ウ	(キ)	警備業務	調理機器の設備異常等も感知できるシステムとの記載がございますが、すべての調理機器に設備異常警報を設置することは困難であるため、必要と考える調理機器を事業者側で検討し、提案すればよいでしょうか。	冷凍庫・冷蔵庫の温度異常に関する警報装置は必須とします。その他の警報装置は、事業者の提案に委ねます。 なお、警報は事業者用事務室で管理できるように計画してください。
43	要求水準書	45	5	3	(1)	ケ	d	アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食の配送・配膳について、専用ジャーと個別食器セットを専用容器にて配送するとありますが、専用容器とはどのような容器を想定されておりますでしょうか。 また現在の給食センターでは、どのように各学校に配送しておりますでしょうか。	専用容器は事業者の提案に委ねますが、各学校それぞれ専用ジャーと個別食器が入る容器を想定しています。 現在は個別食器を用意していないため、専用ジャーのみを蓋付き食缶に入れて配送しています。
44	要求水準書	45	5	3	(1)	ケ	d	アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食の配送・配膳について、個別食器セットを専用容器にて配送するとありますが、個別食器セットとは当日使用する食器1式という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
45	要求水準書	45	5	3	(1)	ケ	d	アレルギー対応食の提供	児童・生徒専用のフードジャーとありますが、アレルギー対応食のみを専用フードジャーに入れる想定でしょうか。または当日の献立すべてを専用フードジャーに入れて配送する想定でしょうか。	アレルギー対応食のみを専用フードジャーに入れる想定です。
46	要求水準書	46	5	3	(1)	ウ	b	配送校への配送	現在給食センターから給食を配送している配送車両の台数と仕様を御教示下さい。	台数は東部調理場6台、北部調理場6台の計12台です。配送車の仕様は全て同様で、2tトラック（D6, 145mm×W1, 868mm×H2, 855mm）を使用しています。トラック1台に総重量300kgのコンテナ（D1, 250mm×W730mm×H1, 410mm）を6台積載可能な仕様としています。
47	要求水準書	46	5	3	(1)	ウ	d	食器等の配膳員への引き渡し	現在給食センターから給食を配送している各学校の配膳員の人数を御教示下さい。	別添資料2各配送校（小学校）の配膳員数一覧を参照してください。
48	要求水準書	49	第5	3	(1)	キ	(7)	配送車維持管理業務	「配送車に係る賠償保険」とありますが、保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
49	要求水準書	51	5	3	(1)	ケ	(ア)	配膳業務	配送校への直接搬入品は受入室で配膳員に引継ぎされるとありますが、現在直接搬入品は何時ごろに納品されているのでしょうか御教示下さい。 (例) ●●小学校 牛乳〇〇時、パン〇〇時)	各学校により異なりますが、配膳員がいる時間帯の配送に関しては配膳員が受け取ります。配膳員がいない時間帯の納品については（例）神田小学校 牛乳8：40）、納品業者に鍵を預けているか、又は職員室に声をかけ鍵を開けてもらい納品しています。
50	要求水準書	51	5	3		ケ		配送校内での配膳業務	現在の受入室ではトレイは洗浄して消毒保管することになっていますが、新センターの計画ではトレイは全てセンターに回収して、センターでの洗浄、消毒保管することによってよろしいでしょうか。	新たな学校給食センターを整備後は、受配校の小学校、中学校ともにトレイは給食センターでの洗浄、消毒保管を想定しています。
51	要求水準書	52	第5	3	(1)			配送・回収業務	事業期間中は配送校の門扉の鍵は貸出いただけますでしょうか。毎回職員室に受け取りに行くのでしょうか。	現状小学校では、門扉の鍵は開いている想定ですので、貸与はしていません。中学校においても同様の運用を想定しています。
52	要求水準書	57	6	2				米庫	1,5000食/日を4日程度分貯米とありますが、貯米庫内の分も含めてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
53	要求水準書	57	6	2				野菜下処理室	食材の選別、皮むき、洗浄等を行う室とありますが、皮むき作業からの動線はどのようにお考えでしょうか。御教示願います。 【補足】 ①検収室で行う根菜類の処理とは何か。②野菜下処理室で行う皮むきは検収室で行う根菜類の処理と違うのか。	じゃがいも、にんじん、たまねぎなどピーラーを使った処理は、検収室で行うことを想定しています。それ以外のものは、野菜下処理室で行います。
54	要求水準書	58	6	2				物品倉庫	物品倉庫の用途に関しては、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答（令和3年6月4日公表分）No.114」で「事業者管理の物品の保管を想定」とありますので、非汚染作業区域内への設置を必須とせず、室としての要不要を含め、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 要求水準書58頁を修正します。
55	要求水準書	61	6	2				非汚染作業区域前室	「準備室と調理室の間にエアシャワーを設置」とありますが、この配置の場合、手洗い後エアシャワーということになります。手洗いとエアシャワー通過の順番は運営上いろいろな考え方があるため、エアシャワーの設置位置については、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 要求水準書61頁を修正します。
56	要求水準書	66	6	3	(1)	ア		浸水対策等	建設予定地は東西で高低差があることや、浸水対策として造成（盛土）が想定されますが、都市計画法29条1項3号の公益上必要な建築物として、都市計画法上の開発許可には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	No23を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
57	要求水準書	66	6	3	(1)	ア		浸水対策等	質問No23, 56の開発許可の要否は事業スケジュール（設計・建設）、建設コストに影響します。事前に開発許可の要否について条件としてお示し頂けないでしょうか。	No23を参照してください。
58	要求水準書	66	6	3	(1)	ア		浸水対策等	「浸水が収まった後に、給食を直ちに提供」と御座いますが、「直ちに」とはどの程度の時間または条件になりますでしょうか。	想定しうる浸水被害が市内で生じた際に、給食センター自体が浸水被害を回避し、浸水が収まった後の各学校の給食実施日に通常通り給食が提供できることを想定しています。 要求水準書66頁、落札者決定基準3頁、4頁、様式集（様式26-1、様式33-3）を修正します。
59	要求水準書	72	6	3	(3)	オ	(ウ)	その他	田村25号線を開発区域内道路として、幅員を9メートル以上に拡幅すること。と御座いますが、田村26号線に敷地出入口を設ける場合も同様の条件でしょうか。	要求水準書で幅員を9メートル以上に拡幅するよう規定しているのは、敷地南側の田村25号線です。敷地北側の田村26号線は、各種法令等に基づきます。
60	要求水準書	72	6	3	(4)	オ	(ウ)	その他	質問No59の拡幅が必要となる場合、拡幅箇所の敷地内に電柱（東京電力）が3か所存置しております。移設費等は事業者負担となりますでしょうか。	道路の拡幅による電柱の移設費用は、事業者負担となります。計画内容に応じて、事業者で電柱の移設を計画してください。電柱の位置については、添付資料3を参照してください。
61	要求水準書	79	6	3	(7)	ア	(オ)	試作調理室	試作調理室に記載の「冷蔵庫」と「冷凍庫」の寸法等の欄に「検討中」と記載ございますが、図面検討及び積算を行うにあたり、業務用に比べて作動音も静かで消費電力も少ない家庭用冷凍冷蔵庫で比較的大きな500L程度1台を見込んでおけばよろしいでしょうか？	試作調理室の冷蔵庫・冷凍庫は、それぞれ約500L以上の容量を見込んでください。 要求水準書79頁を修正します。
62	要求水準書	82	6	3	(6)	ア	(イ)	防虫防鼠	吸気口及び排気口に備える防虫ネットは、格子幅1.5mm以下のものにする必要があります。吸気排気口の設置する場所によっては、清掃が困難な場所にあることも想定されます。フィルターなど他の防虫対策を施せば、格子幅の変更はできるのでしょうか。	目詰まり等が生じる場合は、別途防虫対策を行えば変更は可能です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
63	要求水準書	82	6	3	(9)	ウ	(カ)	アレルギー対応食用の食缶	<p>①アレルギー対応食用の食缶（専用容器）について、P9では「ランチポット」、P45では「フードジャー」と異なる表現がされていて、具体的な仕様の記載がありません。下記に、他自治体で使用例の多い代表的な仕様についてお示ししますので、貴市の想定をご教示ください。</p>  <p>A「ランチジャー」外子の中に3品程度の料理を入れられるタイプ ※保温と保冷は同時にはできない</p>  <p>B:1品のみ入れるタイプ</p> <p>②上記で、Bの場合でも、「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問に対する回答（令和3年6月4日公表分）No.90に記載（フードジャーは1人当たり1つ）の通り、全部で150個（+予備）の調達でよろしいでしょうか。</p>	①Bタイプを想定しています。②御理解のとおりです。
64	要求水準書	88	7	1	(2)			維持管理・運営業務に関する報告書等	「月報」と「モニタリング報告書」のそれぞれを翌月10日までに提出することになっていますが、それぞれの内容を満たしていれば、一つの報告書としてまとめて作成・提出することでも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	要求水準書	89	7	2	(2)			年次収支報告書	ここでいう「年次収支報告書」とは、事業契約書（案）第105条において提出が義務づけられている「財務諸表」と同一のものを指していると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。その他必要に応じて関連書類を求める場合があります。
66	要求水準書							資料1 建設予定地敷地図 聖苑門扉	測量前なので、正確ではありませんが、敷地北中央K002付近の聖苑門扉受け躯体等が計画地側にある様に見受けられます。対応についてご指示願います。	聖苑門扉受け躯体は敷地外ですが、聖苑敷地内の電柱の支線2本（東京電力及びNTT）が敷地内にあります。（別添資料3を参照。） 支線の移設が必要な場合は上記事業者との協議が必要です。
67	要求水準書							資料1 建設予定地敷地図 進入路	国道129号線植竹交差点から侵入した場合、天神森都市下水路にかかる「おさき橋」を通行する事になります。工事用車両の荷重等にかかわる通行制限はございますでしょうか。	道路法第47条第3項に基づく制限はありませんので、20t未満の工事車両であれば通行可能です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
68	要求水準書						資料1 建設予定地敷地区図 工程	4週8閉所厳守でしょうか(交代制等)。また、隣地畜場等に係る工事運営上の制限はございますでしょうか。	関係法令を遵守した上で、事業者の判断に委ねます。 なお、隣接する平塚市聖苑は、施設的特性上、肅然性が求められるため、要求水準書に基づき、騒音、振動、悪臭等の抑制に十分に配慮した工事運営を実施してください。
69	要求水準書						資料3-3 既存調理場の献立 指示書	学校配送品(ひなあられ)は各学級毎に分けられた状態で納品されるのでしょうか。または配膳員が各学級毎に分ける作業をしているのでしょうか。	ひなあられは、学校給食センターに納品されます。ジャム、ふりかけ、ひなあられ等については小袋(1人1個)になっているものが学校給食センターに納品されますので、事業者において、各学級単位に袋詰めして配送予定です。 学校配送品については、段ボールで納品されていますので、配膳員が各学級単位に袋(納品業者が用意)に分けて各学級の配膳車に載せる想定です。
70	要求水準書						資料3-3 既存調理場の献立 指示書	学校配送品(いちごやお祝いケーキ等)はどのような形式で納品されているのでしょうか。配膳員が作業をしている場合は、どのような作業をしているのか御教示下さい。	個別包装の果物等の学校配送品については、段ボールで納品されていますので、配膳員が各学級単位に袋(納品業者が用意)に分けて各学級の配膳車に載せる想定です。
71	要求水準書						資料3-3 既存調理場の献立 指示書	調理作業指示書でのアレルギー対応調理は、調理途中で取り分けて最終調理を行うように読み取れますが、新調理場でも同様の対応方法を想定されておりますでしょうか。	基本的にはアレルギーを入れる前の大釜で調理したものから取り分けることを想定しています。 なお、今後、上記対応の変更も想定されることから、アレルギー専用調理室において、アレルギー対応食が調理できるように必要な設備を整備してください。
72	要求水準書						資料3 調理作業指示書(修正版)	中華風炊き込みおこわ、たけのご飯、ピラフなどの調理工程、具材の記載がありますが、既存の給食センターでの回転釜での炊き込み炊飯の場合の内容だと思しますので、新センターにおいては、連続炊飯システムでの炊飯に適した具材の分量や調理工程となるよう、献立作成時に栄養士様と協議させて頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
73	要求水準書						資料4-1 配送対象校の現状	各中学校の小荷物昇降機の寸法をご教示願います。	各中学校に設置予定の小荷物昇降機の詳細は、現在進めております中学校給食受入施設改修業務の設計の中で確定します。 現時点では、別添資料4に記載された標準的な小荷物昇降機モデルを参照してください。
74	要求水準書						資料4-2	配送校の改修工事はすべて市が行う業務でよろしいでしょうか。本事業では炊飯が増えるためコンテナが現在のものより大きくなると想定します。それに伴い配送車もサイズが大きくなる見込みです。そのため、小学校についてもプラットフォーム等の改修工事が必要となる可能性もございます。契約直後にパワーゲート車両を学校に持ち込み判断する必要があると思われまますので、小学校につきましても貴市にて改修工事をしていただだけまようお願い致します。	現時点で、小学校の改修予定はありません。 なお、施設の劣化等により各学校の施設の修繕等が必要な場合は、本市が実施します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
75	要求水準書						資料4-2 01 松原小学校	予定している配送車動線は道幅が狭く、クランクのある箇所もございます。現在はギリギリ走行していますが、配送車のサイズによっては曲がりきれない可能性がございます。その場合配送補助員を同行させ校内道路での誘導を行うなど児童・生徒の安全面に配慮した上で使用門扉の変更、配送車動線の変更等を落札者決定後に協議していただけますでしょうか。	各学校の具体的な配送経路については、落札者決定後に協議することとします。
76	要求水準書						資料4-3 03 春日野中学校	受入室にコンテナを搬入する経路はプラットホームからでなくてもよろしいでしょうか。パワーゲート車であれば地面にも荷下ろしが可能なため、庇のある渡り廊下部分等から搬入出をしてもよろしいでしょうか。受入室前空地の植栽を無くす拡幅工事も配送車をバックでプラットホームに着けることは難しいと考えております。また、配送車をプラットホームに横付けしてもパワーゲート横からコンテナを降ろすことができないためです。改修工事費の削減にもなるかと思っておりますのでご検討いただけますでしょうか。	搬入経路・方法等の変更は、落札者決定後に学校を含めて個別に協議することとします。また、校内の安全確保の観点から、学校側の了解を得られない事も想定されるため、現状の整備案に沿っての運用を提案してください。 なお、質問に記載の内容で搬入した際、コンテナを校内で移動することによる建具や床材等の破損や安全確保の方法に関して別途取り決め等が必要になる事が想定されます。
77	要求水準書						資料4-3	これから改修工事を予定されている中学校の受入室、プラットホーム、配膳室等につきまして、落札者決定後に現地確認し、追加の工事が必要となった場合も市で実施いただけますでしょうか。配送校見学した結果だけでは判断出来ない学校が幾つかあるために、契約直後にパワーゲート車両を学校に持ち込み判断する必要があると思われま	開業前に追加の改修を行う予定はありません。 現状及び整備案の内容に合わせて実施ができるよう提案してください。 なお、施設の劣化等により各学校の施設の修繕等が必要な場合は、本市が実施します。
78	要求水準書						資料11 冷凍食品一覧及び荷受区分	野菜荷受室での搬入冷凍食品例の中に『ちらしかまぼこ』『紅白はんぺん』の記載がありますが、魚を使用した練物も野菜荷受室からの搬入でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
79	落札者決定基準	3	2	(2)	3		審査内容	浸水が収まった後に、給食を直ちに提供できる計画と御座いますが、「直ちに」とはどの程度の時間または条件になりますでしょうか。また直ちに提供できる給食とは通常の給食メニューを前提とするのでしょうか。	No58を参照してください。
80	落札者決定基準	5	3	2	(3)		図表4	5その他(1)地域経済への配慮(得点の計算式)ですが、{}内の「1-」は不要ではないでしょうか。	落札者決定基準5頁を修正します。
81	落札者決定基準	5	3	2	(3)		地域経済への配慮	得点の算定式が公表されていますが、この算定式ですと市内企業への発注額が大きいかほど得点が低くなるものと料します。算定式の見直しをお願いいたします。	No80を参照してください。
82	落札者決定基準	5	3	2	(3)	5	(1) 地域経済への配慮	(得点の算定式)について、記載の算出式によると、市内業者への発注額が増加するほど、評価点が低くなる計算式となっておりますが、算出式に間違いはございませんでしょうか。	No80を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
83	落札者決定基準	5	3	2	(3)			図表 4	5 その他 市内企業への発注を通じた地域経済へ貢献において、建築工事の得点算定式の記載がありますが、維持管理運営期間での算定式は設定されていません。維持管理・運営を行う市内に本店を有する企業を構成企業・協力企業とした場合の算定式をお示し頂けませんか。	維持管理・運営業務の発注額については、評価の対象としていません。ただし、維持管理・運営業務に関する市内事業者の参画については、審査項目ですので、様式34-1の提案の中で示してください。
84	様式集	3	1	5		ウ		提案書に関する提出書類	提案書には構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示が禁止されておりますが、構成員以外の企業（例えば下請企業や金融機関、保険会社など）を提案書内で記載する場合は、企業名を記載しても問題ない認識で宜しいでしょうか。	構成員以外の企業名等についても、記載は不可とします。ただし様式24に金融機関を記載することは可とします。
85	様式集	5	3					(3) 図面集	図面集に関しては枚数指定はなしという解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
86	様式集	5	3					(3) 図面集	『諸室リスト』とはどのようなことを記載すべきかご教示願います。	諸室の名称、区分、面積、主要な諸室の仕上げ（天井・床・壁）を記載してください。
87	様式集	5	3	5	(3)			図面集	図面集の各図面は縮尺の指定は御座いますでしょうか。	縮尺の指定はありません。適宜見やすい縮尺としてください。
88	様式集	5	3	5	(3)			図面集	図面集の各図面は加算審査提案書様式30～34の様に枚数制限は御座いますでしょうか。	枚数制限はありません。
89	様式集	14						(様式6) グループ構成員一覧	記載する会社情報は、本社住所でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名でしょうか。	入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店名で記載してください。
90	様式集	14						(様式6) グループ構成員一覧	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	その他（FA業務・SPC管理業務）と記載してください。
91	様式集	16						(様式8-1) 委任状	記載する会社情報は、本社住所でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名でしょうか。	No89を参照してください。
92	様式集	18						入札参加資格申請書における提出書類	入札説明書「第3.3.入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める「その他の企業」は、全企業共通の添付書類と、「(様式10-2)事業実施体制及び財務状況(財務状況表)」を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
93	様式集	18					入札参加資格申請書 ・添付書類	建設企業の区分において『当該年度を含む過去3年間に平塚市発注工事において工事成績評点60点未満の工事を施工した者で業務の改善が見込めない者でないこと』の記載がございますが、過去3年間に平塚市発注の施工実績がない場合は、資料の提出はしなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	資料提供は不要とします。 様式集（様式9）を修正しました。
94	様式集	18					入札参加資格申請書 ・添付書類	建設企業の区分において『建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること』の記載がございますが、配置予定技術者の資料については、契約時に提出とし、入札参加資格申請時点では資料の提出はしなくても良いと考えてよろしいでしょうか。 また、提出が必要である場合、今回提出する配置予定技術者を、契約後に別の技術者と変更することは可能でしょうか。	入札参加資格の申請時点で、配置予定技術者の資料を提出してください。 配置予定技術者の変更について、協議することは可能です。 なお、現時点で配置予定技術者が決定することが困難な場合は、複数候補者を申請することも可能です。
95	様式集	20					(様式10-1) 事業実施体制及び財務状況（実施体制）	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。 それとも「その他」と記載するのでしょうか。	その他（FA業務・SPC管理業務）と記載してください。
96	様式集	32	20	2			入札金額の内訳書	サービス対価Bの変動料金合計額で、うち維持管理費相当額と記載がありますが、維持管理費は、給食提供数によって変動する費用は無いとの理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。 様式集（様式20-2）を修正します。
97	様式集	32					(様式20-2) 入札金額の内訳書	「消費税及び地方消費税の額を含めず記入してください。」と記載がございますが、サービス対価A1（一時支払金）は入札説明書（P.15）から税込みで算出することになります。 税抜きするにあたり、税込みで算出したサービス対価A1を110%で割り戻す理解で宜しいでしょうか。 また端数が生じた場合の処理方法をご教示ください。	御理解のとおりです。消費税率分を割り戻して算定してください。 また、端数については、小数点以下は切り捨てとしてください。
98	様式集						(様式20-2①) 初期調達費見積書	消費税相当額は、各費用の消費税額を積算した金額を記載する認識で宜しいでしょうか。	各費目に係る消費税額の合計を記載してください。
99	様式集						様式20-2② 維持管理費見積書	事業契約書（案）54ページのサービス対価Bの固定料金について、「維持管理業務にかかる費用は概ね5年ごとに区分の上、それぞれの区分における各回の支払額を同額とし支払う。」となっておりますが、様式20-2②維持管理費見積書は、「年間費用見積額」と「事業期間合計見積額」の記入欄しかございません。 事業契約書（案）の内容と合わせ、本様式を5年毎の金額が記入でき、公平な審査が可能となるよう、修正版を公表いただけないでしょうか。	5年ごとの金額を記載する欄を様式集に追記します。
100	様式集						様式20-2③ 運営費見積書	事業年度の欄で、2年度目が2つあるため、一つを削除して作成すればよろしいでしょうか。	様式集（様式20-2③）を修正します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
101	様式集						様式20-2③運営費見積書	調理業務の変動費につきまして、通常食とアレルギー対応食で異なる変動単価を設定してもよろしいでしょうか。また、その場合、各年度ごとのアレルギー対応食の食数をご開示ください。	不可とします。
102	様式集						(様式24) 資金調達及び収支計画	「備考 1 本様式外で算出根拠を記載したもの以外の項目については、余白に算出根拠を簡略に明記してください。」とありますが、様式のAA列に記載するという理解でよろしいでしょうか。	記載する列に指定はございませんが、AA列に記載しても問題ありません。
103	様式集						(様式24) 資金調達及び収支計画	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
104	様式集						(様式24) 資金調達及び収支計画	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	御理解のとおりです。
105	様式集	36					(様式24) 2 資金調達・収支計画	(2) 外部借入等の「借入の内訳」には、金融機関名及び借入額を記載する認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。金融機関名を記載し、()内に借入額を記載してください。
106	様式集	42					(様式27) 調理設備計画	『①適切な規模の初期品の保管スペースを確保しているか(保管スペースの算定根拠を示すこと)』と記載がありますが、食品の保管スペースとはどの部屋、または機器のことでしょうか。ご教示願います。	冷蔵室・冷凍室、食品庫・調味料庫等の収納量について、可能な範囲で算定根拠を記載してください。
107	様式集	42					(様式27) 調理設備計画	調理設備の能力の記載について「アレルギー対応食を含む」とありますので、①具体的にどのメニューのどの食材を除去するのか、②貴市が想定されている調理手順をそれぞれお示しください。	①どのメニューのどの食材を除去するかは、「平塚市学校給食における食物対応マニュアル」を参照してください。②調理手順は、基本的にはアレルギーを入れる前の大釜で調理したものから取り分けることを想定しています。 なお、今後、上記対応の変更も想定されることから、アレルギー専用調理室において、アレルギー対応食が調理できるように必要な設備を整備してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
108	様式集						その他企業の参加資格申請提出書類	厨房設備企業やFA企業など、参加資格要件が定められていない企業が構成員として参加する場合の提出書類につきましては、「会社概要（パンフレットも可）」と「直近3年分の貸借対照表及び損益計算書の写し（原本証明印を押印すること）」を添付すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
109	基本協定書（案）	2	4				事業予定者の設立	設立登記の証明事項として「監査役及び会計監査人」との記載がありますが、事業契約書(案)第105条において、公認会計士又は監査法人の監査を受けることが必須となっているため「会計監査人の設置は任意」であることを確認させてください。	会計監査人の設置は任意とします。
110	基本協定書（案）	6	8		(2)		事業期間中のその他の義務	事業予定者は、事業期間が終了するまでほかの株式会社の株式を取得しないこと。とありますが、ここでいう株式会社とは、本事業に参画している構成企業ということでしょうか。	構成企業以外の株式会社も含まれます。
111	基本協定書（案）	7	11	3			解除並びに違約金等	「落札者」に対し違約金等を請求することができる旨と記載がございますが、第11条第2項と同様に「帰責性を有する者」に対し請求するという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
112	基本協定書（案）	8	14	2			有効期間	事業契約終了後も第10条、第11条及び第12条の規定に該当した場合、違約金が発生するというのでしょうか。またその場合は、事業者が連帯して対応するのでしょうか。	前段について基本協定書に基づき違約金債務を落札者が負担する場 合においては、事業契約終了後においても当該債務は継続します。事 業者が同事由により違約金債務を負担する場合、同事由・同金額の範 囲で連帯債務となります。
113	事業契約書（案）	4					第15条 統括責任者及び業務責任者	統括責任者及び業務責任者を配置というのは、選任するという理解でよろしいでしょうか。 また、常駐を求めるのは開業業務準備責任者と運営担当者であり、契約社員では無く正社員を配置するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 正社員を配置してください。
114	事業契約書（案）	5	1	2	19	4	(1) 契約保証金	「契約者が保険会社との間に」と記載がございますが、「契約者」とは「事業者」のことでしょうか。	第19条第4項第1号を「事業者」と修正します。
115	事業契約書（案）	5	1	2	19	4	(1) 契約保証金	「履行保証保険契約を締結したとき」と記載がございますが、保険契約内容は第19条第1項と同様となる認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
116	事業契約書（案）	5	1	2	19	5	契約保証金	「供用開始時期が限定されている工事その他特別の理由がある工事については」と記載がございますが、本事業は該当するかご教示ください。	該当しない想定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
117	事業契約書（案）	5	1	2	19	5		契約保証金	本事業が該当する場合、第19条第1項又は同条第4項又は同条第11項に追加して、貴市からご指示があった場合には工事履行保証契約を締結する必要がある認識で宜しいでしょうか。その場合、貴市が事業者に締結させる判断基準をご教示頂けますでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段の判断基準については、個別の事象によります。
118	事業契約書（案）	5	1	2	19	5		契約保証金	「工事履行保証契約を締結させること」と記載がございますが、締結当事者をご教示ください（保険企業と建設企業でしょうか）。	市と保証人となります。
119	事業契約書（案）	5	1	2	19	1	(3)	契約保証金	維持管理・運営期間のおよそ15年間契約保証金を納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
120	事業契約書（案）	5	19	4				契約保証金	契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結した場合には、市の判断にて全部または一部を納付させないことができると旨の記載があります。履行保証保険の付保については、SPCが一括して付保する場合、SPCの構成企業が各社で付保する場合の両方とも可能との理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。第19条第14項及びNo.122回答を参照してください。
121	事業契約書（案）	6	1	2	19	6		契約保証金	「第1項第1号の保証金額の100分の30以上」と記載がございますが、保証金額とは「別紙4-1記載のサービス対価A1、サービス対価A2の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上の金額（設計・建設期間中の契約保証金）」という認識で宜しいでしょうか。	第19条第6項を次のとおり修正します。「前項の場合において、保証金額は、別紙 4-1 記載のサービス対価A1、サービス対価A2の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の30以上としなければならない。」
122	事業契約書（案）	6	1	2	19	14		契約保証金	「第11項に基づく履行保証保険について複数の保険を付保することができる」とありますが、第11項各号の期間中において複数の構成企業が、それぞれの保険金額の合計額が、各号の保証金額以上となるように保険契約を締結することを認めていただけという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、例えば、維持管理・運営期間の第2年度以降に関して、維持管理企業と運営企業とがそれぞれ別途の履行保証保険を付保する場合であっても、いずれの企業も維持管理業務、運営業務の全体についての履行保証保険を付保して頂く必要があり、かつ、その保証金額が合計で、1項(3)に定める金額以上となる必要があります。
123	事業契約書（案）	6	1	2	19	11	(2)	契約保証金	「第1項第2号に定める保証金額以上」と記載がございますが、「定める」の誤記ではないでしょうか。	第19条第11項第2号の「定めル」を「定める」に修正します。
124	事業契約書（案）	6	1	2	19	11	(3)	履行保証保険	維持管理運営期間について構成企業や協力企業にて履行保証保険を締結する場合、各保険の保険金額合計が第1項3号に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。（第11項1号及び2号も同様）	No.122を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
125	事業契約書(案)	20					第52条 引き渡し	配送車以外にもAEDや機械警備設備などの一部の設備は、所有権を市に帰属又は移転できないものが幾つかございます。この場合には、引き渡し協議が始まる段階でリストなどを提出することにより了承いただけるという理解でよろしいでしょうか。	第44条第7項及び第52条第1項の「(車両は除く。)」を「(車両及び市の事前の承諾を得たその他の物は除く。)」に修正します。
126	事業契約書(案)	24	4	1	62	1	維持管理・運營業務に関する報告書等	「月報及びモニタリング報告書は毎月業務終了後翌月10日まで」に提出とありますが、1月や5月は祝日の関係で翌月10日の提出が現実的ではない場合がありますので、画一的な運用の観点から「10開庁日」等に修正いただけますでしょうか。	第62条第1項を「10開庁日」に修正します。
127	事業契約書(案)	29	6	1	75	2	本件業務の終了に伴う検査及び支払い	「損傷又は汚損等」には、通常の使用によって生じた損耗及び経年変化は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	通常の使用によって生じた損耗及び経年劣化を全て修繕等して使用前の状態とする必要はありませんが、契約期間終了時においても継続して利用できるように状態である必要があります。詳細は、要求水準書第4, 1, (7)を参照してください。
128	事業契約書(案)	29	6	1	75	5	本件業務の終了に伴う検査及び支払い	「終了した業務に対応するサービス対価」とありますが、これは、サービス対価Bのみを対象としているとの理解でよろしいでしょうか。第1項に「維持管理・運營業務の対象となっていた」とあるとおり、本条は、維持管理・運營業務を対象とした規定との理解です。	第75条第5項を「サービス対価B」に修正します。
129	事業契約書(案)	30	6	2	77	6	契約の解除	①「事業者又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で」でございますが、事業者(SPC)は、本事業のみ行うことができ、他の学校給食施設での業務を行いませんので、「事業者又は」の部分削除いただけますでしょうか。 ②「請負人等が当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合に」解除権が行使されるのは、あくまでも当該他の学校給食施設において発生した事象が、「本件事業に具体的な悪影響を与えることが客観的な証拠に基づき、合理的に判断される場合」に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。 他事業での事象が、本事業に悪影響を与えないことが明らかな場合にまで解除権が行使されてしまうのは、SPCがコントロールできないリスクを負うことになり、金融機関からの資金調達上、金利に跳ね返ります。返済原資はサービス対価であるところ、市にとってもメリットがないかと存じます。	①「事業者又は」を削除します。 ②本件事業に具体的な悪影響を与える場合に限定するものではありません。なお、同号ただし書きの「ただし、事業者が」は「ただし、構成企業、協力企業又は請負人等が」に修正します。
130	事業契約書(案)	31	6	2	79	3	引渡し前の解除の効力等	出来形の見受代金額は、設計費用やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
131	事業契約書(案)	35	7	1			法令変更	最低賃金制度は最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度額を定めるため事業者側ではコントロールが出来ず、現時点では想定することも不可能です。最低賃金が上昇した場合には法令変更を適用いただけるという理解でよろしいでしょうか。	広く事業者一般に適用される法令であり、第88条第2項各号には該当しないとの理解となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
132	事業契約書（案）	36	7	2			第92条 不可抗力	第92条2項では維持管理運営期間に発生した不可抗力は事業者側が1%負担する規定となっておりますが、第91条2項では、市は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払いを逃れるとございますので、不可抗力発生時には1%の負担に加えて、変動料金分の収入が減少します。そもそも不可抗力の帰責性は事業者側にはございませんので、事業者負担が過剰ではないかと考えます。事業者負担は変動料金分の収入減だけとし、1%負担を無くすこととしていただけませんか。	原案のとおりとします。
133	事業契約書（案）	45	別紙 1				別紙1 用語の定義	「入札説明書等」とは、入札説明書と要求水準書を総称したものとありますが、入札説明書(P.1)では、落札業者決定基準や様式集、基本協定書（案）、事業協定書（案）も入札説明書等に含まれるとの記載になっております。平仄を合わせて頂けますでしょうか。	御指摘を踏まえて次のとおり修正します。 「「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書及びこれらとともに令和3年7月15日に公表された次の各資料を含む入札説明書の添付資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）を総称したものをいう。 （仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業 落札業者決定基準 （仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業 様式集 （仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業 基本協定書（案） （仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業 事業契約書（案）」
134	事業契約書（案）	53	別紙 4-1	2	(1)	①	(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	サービス対価A1の変更は事業者帰責ではございませんので、金融機関への事務手数料当の追加費用が発生した場合は貴市に追加費用をご負担いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
135	事業契約書（案）	53	別紙 4-1	2	(1)	②	(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	サービス対価A2（割賦元金）の消費税は、サービス対価A（税込）からサービス対価A1（税込）を除いた額ではなく、各割賦元金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
136	事業契約書（案）	53	別紙 4-1	2	(1)	②	(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	サービス対価A2（割賦元金）の消費税は、各回の支払いで支払われるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
137	事業契約書（案）	53	別紙 4-1	2	(1)	②	(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	サービス対価A2を四半期毎の支払とした場合に発生した端数は、初回又は最終回のいずれかで調整すれば宜しいでしょうか。	基本は、端数が発生しないように調整してください。端数が生じた場合は、第4四半期で調整することも可能とします。
138	事業契約書（案）	53	別紙 4-1	2	(1)	②	サービス対価A2	「本件施設の引渡し日」とありますが、起算は「本件施設の引渡し日の翌日」からではないでしょうか。	事業契約書（案）53頁 別紙4-1を「本件施設の引渡し日の翌日」に修正します。
139	事業契約書（案）	54	別紙 4-1	2	(1)	②	サービス対価A2	サービス対価A2の基準金利確定時には、現在記載されている方法の廃止が予定されているため、代替金利は、貴市と事業者の協議によって選定・確定されるとの理解でよろしいでしょうか。	後継金利の内容を基に協議のうえ決定します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
140	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	サービス対価A2は、「割賦手数料は元利均等払を前提とする支払金利による算定とする。」となっておりますが、金利の算定期間は本件施設の引き渡し日の翌日から事業期間終了日までの14年9ヶ月(177ヶ月)と、59四半期分となります。そのため、合計58回の割賦払いではなく、合計59回での割賦払いとして、令和6年7月から9月分を10月にお支払いいただけることを確認させてください。	原案のとおりとします。 初年度は、本件施設の引き渡し日の翌日～12月31日分と令和7月1月1日～3月31日分としています。
141	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(1)	②		サービス対価A2	基準金利は「維持管理・運営開始日の2銀行営業日前」とありますが、金利の起算は引渡し日が基準となりますので、「引渡し日の2銀行営業日前」の誤記でしょうか。	事業契約書(案)54頁 別紙4-1を「引渡し日の2銀行営業日前」に修正します。
142	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)			サービス対価B	当該箇所においてサービス対価Bの請求額を記載する項目がありますが、サービス対価Bは概ね5年ごと及び対象四半期における提供給食数によって変動するため、当該記載は不要(事業契約書案 別紙4-1から削除される)との理解でよろしいでしょうか。	提案時点での想定金額を記載してください。
143	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)			サービス対価B	「年間の支払額の4分の1相当額を維持管理・運営期間中に計58回支払う。」とのことで、年間支払額が基準になっているように読み取れますが、本事業では四半期ごとに貴市による報告書の承認を受けることで、その時点で貴市への債権は確定する(貴市モニタリングによる減額も、四半期ごとに判断・実施される)ため、消費税及び地方消費税の算定は請求の都度(各回ごと)であり、年間の支払額での調整は不要であることを確認させてください。	御理解のとおりです。
144	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)	①		(2) サービス対価B ① 固定料金部分	サービス対価B ① 固定料金部分の初回支払対象は令和6年9月1日～12月末までの4か月間になることを、事業契約書(案)に明記していただけないでしょうか。	事業契約書(案)54頁 別紙4-1を「初年度は、本件施設の供用開始日～12月31日分」と追記します。
145	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(1)	②		(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	サービス対価A2の基準金利としてLIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	No139を参照してください。
146	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)	①		(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	四半期ごとに年間の支払額の4分の1相当額を支払うとありますが、発生した端数は第4四半期で調整すれば宜しいでしょうか。	No137を参照してください。
147	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)	①		(別紙4-1) サービス対価の基本的な考え方	初年度は7ヶ月ですが、第1回目支払(令和6年9月～12月分)として年間の7分の4相当額、第2回目支払(令和7年1月～3月分)として年間の7分の3相当額を支払い、発生した端数は第2回目支払で調整すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
148	事業契約書(案)	54	別紙4-1	2	(2)			別紙4-1	サービス対価の基本的な考え方が示されておりますが、サービス対価B②固定料金分のうち維持管理費用は概ね5年ごとに区分とありますが、維持管理費用のみ区分するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
149	事業契約書（案）	54	別紙4-1	2	(2)		別紙4-1	入札の段階では将来の最低賃金の上昇は予測がつきません。維持管理費用は概ね5年ごとに区分されますが、この概ね5年ごとに切り替わるタイミングで維持管理運営費用に関する最低賃金上昇分は協議事項として取り扱っていただけないでしょうか。	協議は不可とします。
150	事業契約書（案）	55	別紙4-1	3	(3)		変動料金換算基準による提供日数の見直し	給食の提供日数に応じて固定費を変動させるとのことですが、固定費は給食の提供日数及び提供食数に影響を受けずに、定常・固定的に発生する費用との理解です。 仮に、新型コロナウイルスと同様の感染症の流行によって、学校給食の提供日数が減少したとしても、従業員の雇用は維持しておく必要があります。 しかし、給食提供日数に応じて固定費を調整される場合には、従業員の雇用が維持できず、いざ給食提供再開となった場合、新たな従業員の確保が困難となり、給食提供に影響がでることが想定されます。 上記のため、給食提供日数に応じて変動することになる固定費の対象は、サービス対価Bの固定料金部分すべてではなく、個別に協議・調整頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	協議・調整は不可とします。
151	事業契約書（案）	55	別紙4-1	3	(3)		変動料金換算基準による提供日数の見直し	「毎年度4月1日から3月31日までの1年間の給食提供日数が170日以上200日以下にならない場合」、その日数調整によるサービス対価の見直しを、翌年度の第2四半期及び第3四半期分の対価支払いで実施することですが、この方法ではSPC側は前年度決算の修正が生じ、金融機関への報告や税務申告の修正、貴市にて市議会に事業者の経営状況を報告される場合には前年度報告内容の修正が必要になります。 上記による対外的な影響及び事務負担の大きさを考慮頂き、当該年度の第4四半期分の支払いで調整される方法で修正頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）55頁 別紙4-1 を当該年度の第4四半期分の支払いに修正します。
152	事業契約書（案）	55	別紙4-1				提供日数の見直し	入札説明書5ページには「固定料金には本施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ」とあるため、固定料金は提供日数によって変動しないものとしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
153	事業契約書（案）	57	別紙4-1	4	(2)		別紙4-1	表 サービス対価Bの改定指標の運営費相当額（光熱水費相当分を除く）の指標は、企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）となっておりますが、これに最低賃金の上昇率も指標として加えていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
154	事業契約書（案）	66	別紙6	1	ア	(オ)	(別紙6) 付保すべき保険	保険金額「本件施設の建設工事費」は、様式20-2④4. 建築工事乃至8. 昇降機工事、13. 土木工事及び14. 付帯工事の費用合計と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
155	事業契約書（案）	66	別紙6	1	ウ	(ア)	(別紙6) 付保すべき保険	保険契約者について、事業者のみではなく工事に係る労働者を擁する「請負人等」も追記下さいませよう願います。	事業契約書（案）66頁 別紙6の保険契約者について、「直接請負人等」に修正します。
156	事業契約書（案）	66	別紙6	1	ウ		付保すべき保険 ウ	法定外労災保険等の付保を要求している意図をご教示いただけますでしょうか。各法人は一般的に、労働者災害補償保険（いわゆる政府労災）に加入していますが、それ以上の補償となる法定外労災保険は発注者ではなく事業者側で任意に付保を検討するものですか。当該保険の付保を要求から除外していただくことは可能でしょうか。	法定外労災保険等及び建設業退職共済制度の付保は、任意とし、事業契約書（案）の記載を削除します。 事業契約書（案）66頁 別紙6を修正します。
157	事業契約書（案）	66	別紙6	2			引渡し後に付す保険	維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	引き渡しを受け、本市の公共施設となった場合には、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入することとなり、火災、風災、水災、破壊行為等による損害に災害共済金が支給されます。
158	事業契約書（案）	67	別紙6	1	ウ	(ウ)	(別紙6) 付保すべき保険	保険の対象について、「第三者に対する対人及び対物賠償損害」と記載がございますが、労災保険ですので「労働者の災害補償」の誤りではないでしょうか。	No156記載のとおり法定外労災保険等及び建設業退職共済制度の付保は、任意とするため、事業契約書（案）の記載は削除します。 事業契約書（案）66頁、67頁 別紙6を修正します。
159	事業契約書（案）	67	別紙6	1	エ		(別紙6) 付保すべき保険	建設業退職共済制度ですが、事業者（SPC）では加入できない制度かと存じますので、加入者は建設企業となる理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
160	事業契約書（案）	66, 67	別紙6				付保すべき保険1.ア(キ)1)、イ(キ)1)、2.(キ)1)、3	「事業者、請負人等は・・・遅滞なく市に提示する。」とありますが、保険契約締結後、保険証券の発行まで1ヵ月程かかります。従いまして、その代替として保険会社が発行する付保証明書を証券に代わるものとして認めていただけますでしょうか。	そのような場合であれば、付保証明書をまずはご提示頂き、証券発行後改めてそれをご提示ください。
161	事業契約書（案）	67	別紙6				付保すべき保険 ウ	「(ア) 保険契約者：事業者」とありますが、当該保険はSPCが保険契約者になることが難しいため、構成企業又は協力企業が保険契約者となり、それぞれ各企業が保険を付保することをお認めいただけますでしょうか。	可とします。
162	事業契約書（案）	67	別紙6				付保すべき保険 ウ	「(イ) 保険の対象：事業契約の・・・を担保」とありますが、一般的に当該保険は第三者に対する賠償責任を担保するものではなく、工事に従事する労働者が被った労働災害につき、死亡補償、後遺障害補償等を補償対象とするものです。どういった意図でこのような記載をしているかご教示ください。	No156を参照してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問事項	回答
163	事業契約書（案）	67	別紙6				付保すべき保険 エ	一般的に、PFI案件において建設業退職共済制度の付保を要求されることはありません。こういった意図で当該保険の付保を要求されているかご教示ください。	No156を参照してください。
164	事業契約書（案）	67	別紙6				付保すべき保険 エ	一般的に、PFI案件において建設業退職共済制度の付保を要求されることはありません。当該保険の付保は現実的ではないと考えられるため、当該保険の付保は要求から除外していただくことは可能でしょうか。	No156を参照してください。
165	事業契約書（案）	70	別紙9	1			モニタリングの種類と方法	市と事業者のそれぞれが実施するモニタリングがともに「モニタリング」と定義されており、どちらの行為を指しているのかが明確でないため、事業開始後に混乱が生じる懸念があります。市が実施する業務の履行状況確認をモニタリングとし、事業者が自ら実施する履行状況確認をセルフモニタリングとして、要求水準書も含めて再整理頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
166	事業契約書（案）	71	別紙9	2	(2)		維持管理業務の不履行又は不完全履行	「表 要求水準未達の分類」の維持管理業務の基準は、「基準1：重大な事象以外の事象レベル2」と「基準2：重大な事象レベル6」の分類しかないのでしょうか。	御理解のとおりです。
167	事業契約書（案）	71	別紙9	2	(2)		維持管理業務の不履行又は不完全履行	「表 要求水準未達の分類」の「基準2：重大な事象レベル6」で「維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により重大な影響を及ぼす事態の発生」との記載がございますが、重大な影響とは、どのような事象を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	事業の遂行に重大な影響を及ぼす事象を指し、例えば、換気設備が不全のため、感染症の拡大防止が十分ではない等が考えられますが、事案ごとの判断となります。
168	事業契約書（案）	74	別紙10	1			別紙10	減額ポイントに関する基準が示されておりますが、事業者側が要求水準書を上回るサービス提供が行われる場合もございますので、減算ポイント付与についても協議させていただけないでしょうか。	協議は不可とします。
169	事業契約書（案）	78	別紙12				保証書（案）	第1条では、SPCが市に対して負う「本件工事」全体の契約不適合責任について、各請負人が連帯保証することになりますが、SPCは「給食センター本体の建設」と「備品の調達・設置」を分けて各企業とそれぞれ請負契約を締結します。現在の第1条の場合、各企業は、自己の担当業務範囲外の業務について連帯保証をすることになりますので、自己の担当業務の範囲内での保証に修正いただけますでしょうか。例えば、厨房設備の備品調達・設置を請け負う企業が、給食センター本体工事の建設業務についても連帯保証をすることになり過大な負担を強いることとなります。	御指摘のとおりですので、第1条を次のとおりとします。「保証人は、事業契約[第45条/第54条]に基づく事業者の市に対する債務（以下これらを総称して「主債務」という。）を連帯して保証する。」注：什器備品等・車両の調達・搬入設置業務に係る直接請負人等については上記[]内は第45条とし、本件施設の建設業務に係る直接請負人等については上記[]内は第54条とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問事項	回答
170	事業契約書（案）	78	別紙 12					別紙12 保証書	別紙12 保証書は、事業契約第45条に基づく事業者の市に対する債務及び第54条に基づく事業者の市に対する債務となっておりますが、第45条は什器備品等・車両の契約不適合責任であり、第54条は本件施設の契約不適合責任ですので、異なる業務に対する連帯保証を求められております。什器備品を調達する企業や配送車両を調達する企業が、本件施設の契約不適合責任を連帯で負う事は出来ません。連帯保証となると、これら企業が参画そのものが出来なくなる可能性が高いです。什器備品等と車両と本件施設の保証書は連帯では無く、それぞれの業務を担う企業から貴市へ提出とすることについてご検討お願い致します。	No169を参照してください。
171	第1回質疑							108	野菜類は前日処理を想定している食材と最大重量をご教示願います。	原則として当日処理を想定していますが、炊き込みご飯の場合、当日処理だと野菜類の下処理が間に合わない可能性があります。その場合は、にんじん、たまねぎ、たけのこ、干しいたけ等でそれぞれ15～60kg程度の下処理が想定されます。また時期等により薬物の確認（虫等の付着確認等）（約330kg）も含まれます。
172	その他修正事項 （入札説明書）	12	3	4	(1)	ク				入札説明書12頁に「※グループ（複数企業）での参加を原則とする。」と追記しています。
173	その他修正事項 （様式集）	48						(様式31-1)		(様式31-1)の提案様式の枚数を(A4判 2枚以内)から(A4判 3枚以内)に見直しています。
174	その他修正事項 （事業契約書）	3	9	3				第9条（本件施設用地等の使用）		第9条第3号を「事業者が使用貸借を受けた本件施設用地に係る」から「事業者が第1項に基づく本件施設用地の使用に係る」に修正しています。
175	その他修正事項 （事業契約書）	7	21					第21条（構成企業等外者の使用）		第21条第1項「協力会社」を「協力企業」に修正しています。
176	その他修正事項 （事業契約書）	7	21	5				第21条（構成企業等外者の使用）		第21条第5項「構成企業等外者等」、第6項「請負人等」の用語の定義が不明瞭であったため修正しています。 関連して、別紙1 用語の定義「協力企業」（44頁）「請負人等」（45頁）を修正しています。 （関連する用語等の修正箇所：第37条第4項、第45条第12項、第54条第13項、第56条第1項、第76条第1項、第77条第6項、別紙6、別紙12）